

- 河川の名称 信濃川水系信濃川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成29年5月1日
- 廃川敷地等の位置 新潟県新潟市西区山田字居付3078番4地先から同区寺地字大仙坊670番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地29,427.96平方メートル

中部地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、中部地方整備局及び同局天竜川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成29年5月1日

中部地方整備局長 塚原 浩一

- 河川の名称 天竜川水系天竜川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成29年5月1日
- 廃川敷地等の位置 長野県下伊那郡松川町生田808番6及び同町生田808番7
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 234.56平方メートル

関係図録

平成29年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条第1項の規定に基づき、平成29年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

平成29年5月1日 法務大臣 金田 勝年

- 受験資格
年令、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。
- 試験期日
筆記試験 平成29年8月20日（日曜日）
口述試験 平成29年11月16日（木曜日）
- 試験の内容
不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの
(1) 民法に関する知識
(2) 登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識
(3) 土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項
ア 平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）
イ 作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

- その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4 試験の時間割等

- 筆記試験
ア 時間割は、次のとおりである。

	試験場 集合時刻	時 間	試験の 内容
午前 の部	午前9時	午前9時30分から 午前11時30分まで の2時間	上記3 の(3)
午後 の部	午後0時 30分	午後1時00分から 午後3時30分まで の2時間30分	上記3 の(1)、 (2)及び (4)

イ 午前部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

- 口述試験
筆記試験に合格した者につき、上記3の(2)及び(4)に掲げる事項について行う。
- 筆記試験一部免除者
①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、
②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、
③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。
- 筆記試験免除申請者
平成28年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。
- 法令等の適用日
筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成29年4月1日（土曜日）現在において施行されているものとする。

5 試験場所

- 筆記試験
法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

(2) 口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

6 受験申請受付期間

平成29年5月29日（月曜日）から同年6月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成29年6月9日までの消印があることを要する。

7 受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課
それ以外の者については、受験地を管轄する法務局民事行政部総務課又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8 受験手数料

8,300円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9 受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成29年5月1日（月曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形2号の郵便封筒を同封すること。

10 筆記試験の結果の発表

平成29年9月20日（水曜日）の午後4時に、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）において、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

平成29年11月8日（水曜日）の午後4時に、那覇地方法務局が指定する受験地で受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内にある地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後4時に、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、認定者については、その申請により、次回（平成30年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11 最終合格者の発表

平成29年12月8日（金曜日）の午後4時に、那覇地方法務局が指定する受験地で筆記試験を受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内にある地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後4時に、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、平成30年1月5日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって、次回（平成30年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる測量の筆記試験が免除される。

平成29年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、平成29年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成29年5月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

1 試験期日

- 第1部試験（筆記試験） 平成29年6月13日（火曜日）
- 第2部試験
ア 筆記試験 平成29年9月25日（月曜日）
イ 実地試験 平成29年11月6日（月曜日）
平成29年11月7日（火曜日）